

## 【韓国】 人格教育振興法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 大韓民国憲法に基づく人間としての尊厳と価値を保障し、健全で正しい人格を備えた国民を育成するため、人格教育振興法が制定された。2015年7月21日に施行される。

-----

### 背景と経緯

近年、韓国においては人格教育（韓国語では「人性教育」）の重要性を指摘する声が高まっていた。その背景には、急激な経済成長の一方で、人格教育がおろそかにされてきたとの認識がある。激しい競争の中で、教科の成績だけが重視された結果、他人への配慮に欠け、自分さえよければよいという利己主義の風潮が社会に蔓延し、いじめなどの様々な歪みにつながっているとの指摘がなされてきた。

人格教育の動きが本格化する転機となったのは、2011年12月に大邱（テグ）で発生したいじめ自殺事件といわれる。翌2012年7月、教育関係団体を中心とした市民団体が結集して「人格教育汎国民実践連合」（以下「実践連合」）が結成され、教育部（部は省に相当）の支援も得て人格教育の普及活動や人格教育プログラムの開発等が行われてきた。

実践連合の活動に呼応して、国会においても2013年2月、与党セヌリ党鄭義和（チョン・ウィファ）議員（現国会議長）を中心として「国会人格教育実践フォーラム」（以下「フォーラム」）が結成され、人格教育振興法の制定に動きだした。フォーラムを中心に法案作成作業が進められ、2014年5月、鄭義和国会議長の代表発議により、人格教育振興法案が国会に提出された。法案提出時期は、折しもセウォル号事件で乗客を残して真っ先に脱出した船長に対する非難が高まっていた時期であり、人格教育振興法は同船長の名前をとって別名「イ・ジュンソク防止法」とも呼ばれるようになった。同法案は同年12月29日に国会本会議で可決され、翌2015年1月20日に公布された。

### 人格教育振興法の概要

人格教育振興法は、本則22か条及び附則1か条から成る。概要は次のとおりである。

#### (1) 定義（第2条）

「人格教育」とは、「自己の内面を正しく健全に育み、他人、共同体及び自然とともに生きていくのに必要な人間らしい品性及び力を育てることを目的とする教育」をいう。

#### (2) 他の法律との関係（第3条）

人格教育に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の規定による。

#### (3) 人格教育の基本方向（第5条）

人格教育は、家庭、学校（幼稚園から高等学校まで）及び社会の参加及び連帯の下に、多様な社会的基盤を活用しながら全国的に実施しなければならない。

#### (4) 人格教育総合計画（第6条）

教育部長官（以下「長官」）は、人格教育の効率的な推進のため、人格教育総合計画（以

下「総合計画」)を5年ごとに策定しなければならない。広域自治体及び基礎自治体の教育監(公選職の教育行政の長)は同計画に基づき、当該自治体の年度別人格教育施行計画(以下「施行計画」)を策定し実施しなければならない。

**(5) 公聴会の開催(第8条)**

長官及び教育監は、総合計画及び施行計画を策定するときは公聴会を開催し、国民、専門家等から意見を聴取しなければならない。

**(6) 人格教育振興委員会(第9条)**

人格教育に関する事項を審議するため、長官の所轄の下に人格教育振興委員会を置く。委員は20人以内(過半数は公務員でない者)で、委員長は公務員でない委員の互選とする。

**(7) 学校の人格教育基準及び運営(第10条)**

長官は、大統領令により、学校に対する人格教育の目標及び達成基準を定める。学校の長は、当該目標及び達成基準等を考慮し、大統領令により、毎年人格に関する教育計画を策定し教育を実施する。また、学校の長は、人格教育の核となる価値・徳目を中心に、児童・生徒の人格を涵養する学校教育課程を編成・運営しなければならない。

**(8) 人格教育支援等(第11条)**

国及び地方公共団体は、家庭、学校及び地域社会での人格教育を支援するための教育プログラム(以下「プログラム」)を開発し普及させなければならない。プログラムの構成等は学校のサイト等を通じて公開される。保護者は、国、地方公共団体及び学校の人格教育振興策に協力しなければならない。人格教育に必要な事項を関係機関の長に建議できる。

**(9) 人格教育プログラムの認証(第12条～第14条)**

長官は、プログラムの開発・普及又は人格教育課程の開設・運営を行おうとする者に対し、当該プログラム又は人格教育課程の認証を行うことができる(有効期間3年、1回に限り2年以内の延長可)。認証を受けた者は、教育部令により認証表示を行うことができる。長官は、不正による認証や認定基準に合わなくなった認証を取り消すことができる。

**(10) 人格教育予算支援(第15条)**

国及び地方公共団体は、人格教育支援、プログラムの開発・普及等、人格教育の振興に必要な費用を、予算の範囲内で支援しなければならない。

**(11) 人格教育の評価等(第16条)**

長官及び教育監は、総合計画及び施行計画に基づく人格教育の推進成果及び活動に関する評価を1年ごとに実施しなければならない。長官及び教育監は、評価結果を総合計画及び施行計画に反映させることができる。

**(12) 教員の研修等(第17条)**

教育監は、学校の教員が、大統領令により、一定時間以上人格教育関連研修を履修するようにしなければならない。

参考文献(インターネット情報は2015年3月16日現在である。)

- ・「인성교육진흥법안」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_O1V4M0J5Z2T6Y1N7W2S3A4N7P6T3A0](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1V4M0J5Z2T6Y1N7W2S3A4N7P6T3A0)>